

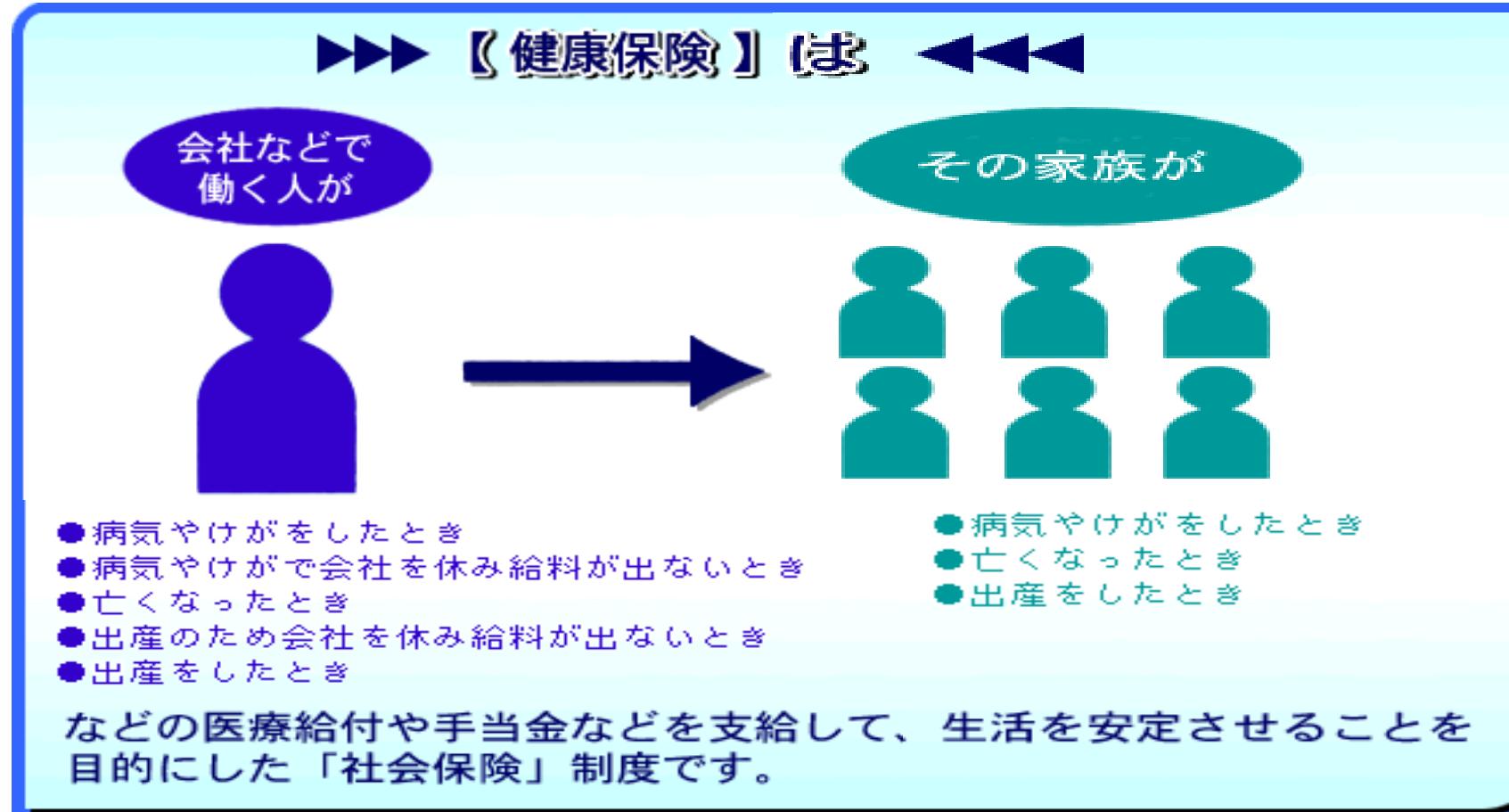
# 健康保険給付金の ケーススタディ



令和 5 年度 健康保険委員研修会【基本～応用編】  
福岡県社会保険労務士会 社会保険労務士

# 健康保険とは

日本の医療保険制度は、職域によって加入する制度が異なり、農業や自営業を営む人、職に就いていない人々は「国民健康保険」に加入し、会社や工場、お店などで働く人々は『健康保険』に加入します。



# 健康保険の給付の種類

## 被保険者

被保険者証で治療を受けるとき

- 療養の給付
- 入院時食事療養費
- 入院時生活療養費
- 保険外併用療養費
- 訪問看護療養費

立替払いのとき

- 療養費
- 高額療養費
- 高額介護合算療養費

緊急時に移送

されたとき

療養のため休んだとき

- 移送費

- 傷病手当金

退職したあと

- 傷病手当金
- 出産手当金
- 出産育児一時金
- 埋葬料（費）

## 被扶養者

被保険者証で治療を受けるとき

- 家族療養費
- 家族訪問看護療養費

立替払いのとき

- 家族療養費
- 高額療養費
- 高額介護合算療養費

緊急時に移送

されたとき

- 家族移送費

出産したとき

- 家族出産育児一時金

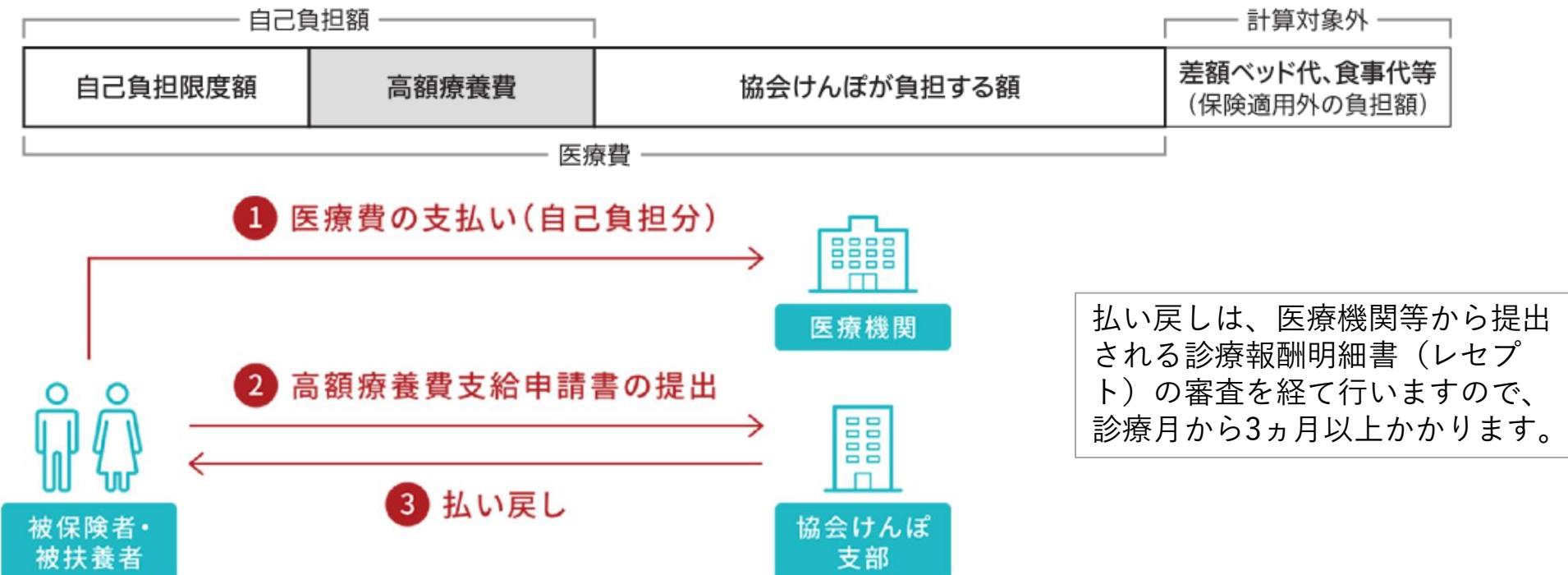
死亡したとき

- 家族埋葬料（費）



# 高額療養費とは

重い病気などで病院等に長期入院したり、治療が長引く場合には、医療費の自己負担額が高額となります。そのため家計の負担を軽減できるように、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。



※ 高額療養費の消滅時効の起算日は、診療月の翌月1日になります。

# 高額療養費とは

## 対象となる医療費

保険適用される診療に対し、患者が支払った自己負担額が対象となります。医療にからない場合でも必要となる「食費」・「居住費」、患者の希望によってサービスを受ける「差額ベッド代」・「先進医療にかかる費用」等は、高額療養費の支給の対象とはされていません。

## 自己負担額とは

- 年齢や加入者の所得区分により、毎月の自己負担額の上限が変わってきます。
- 70歳未満の方については、医療機関等の窓口で支払った自己負担額を次の①～⑦の項目ごとに区分した結果、1つの区分で21,000円以上支払ったもののを指します。

①受診月ごと      ②受診者ごと      ③医療機関ごと      ④医科と⑤歯科の別ごと  
⑥入院と⑦外来の別ごと(調剤薬局での自己負担額は処方箋を発行した医療機関の自己負担額に含まれます)

- 70歳～74歳の方については、自身が支払った自己負担額

# 高額療養費とは

自己負担額（70歳未満）

平成27年1月診療分から

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ (標準報酬月額83万円以上の方) (報酬月額81万円以上の方)	252,600円+(医療費－842,000)×1%
イ	年収約770～約1,160万円 (標準報酬月額53万～79万円の方) (報酬月額51万5千円以上～81万円未満の方)	167,400円+(医療費－558,000)×1%
ウ	年収約370～約770万円 (標準報酬月額28万～50万円の方) (報酬月額27万円以上～51万5千円未満の方)	80,100円+(医療費－267,000)×1%
エ	～年収約370万円 (標準報酬月額26万円以下の方) (報酬月額27万円未満の方)	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

※ 医療費とは保険適用される診察費用の総額（10割）です。

※ 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（70歳未満の場合は、レセプト1枚あたりの1か月の自己負担額が2万1千円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が上限額を超えるれば、高額療養費の支給対象となります。

レセプト・・・ある個人について診療に要した費用を医療保険に請求するために、暦月（月の初めから終わりまで）単位で医療機関や薬局が作成する請求書を指します。

# 高額療養費とは

自己負担額（70歳以上75歳未満）

平成30年8月診療分から

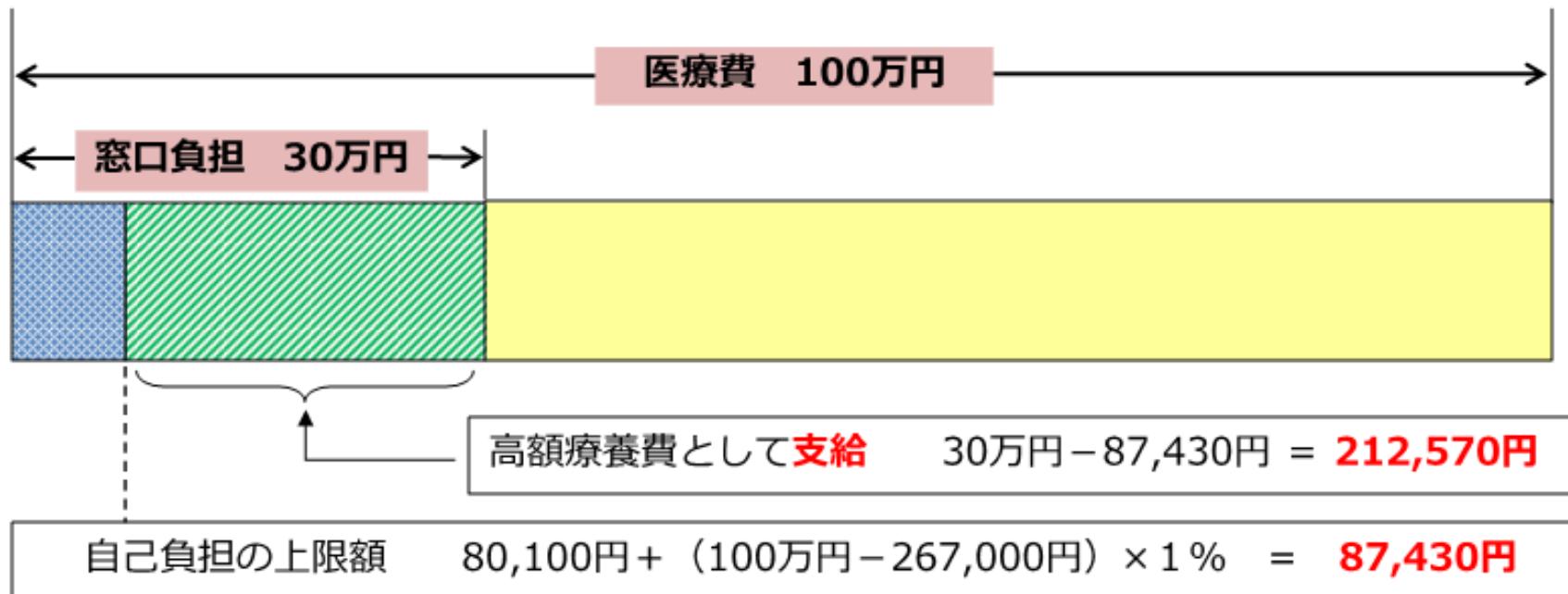
適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額（世帯ごと）
現役並み	年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費－842,000)×1%	
	年収約770万円～約1,160万円 標準報酬月額53万～79万円	167,400円+(医療費－558,000)×1%	
	年収約370万円～約770万円 標準報酬月額28万～50万円	80,100円+(医療費－267,000)×1%	
一般	年収156万～約370万円 標準報酬月額26万以下	18,000円 〔年14万4千円〕	57,600円
非住民課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

- ※ 現役並みとは、高齢受給者証の負担割合が3割の方をいいます。
- ※ 医療費とは保険適用される診察費用の総額（10割）です。
- ※ 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えると、高額療養費の支給対象となります。

# 高額療養費とは

## 実際の自己負担額の計算例

<例> 70歳未満・年収約370万円～770万円の場合（標準報酬月額28万～50万円の方）  
100万円の医療費で、窓口の負担（3割）が30万円かかる場合



→ 212,570円を高額療養費として支給し、**実際の自己負担額は87,430円**となります。

# 高額療養費とは

## 負担額の軽減・・・世帯合算

おひとり1回分の窓口負担では上限額を超えない場合でも、複数の受診や、同じ世帯にいる他の方（同じ医療保険に加入している方に限ります。）の受診について、窓口でそれぞれお支払いいただいた自己負担額を1か月単位で合算することができます。

その合算額が一定額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。

※ ただし、69歳以下の方の受診については、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。

<例>70歳以上75歳未満 / AさんとBさんが同じ世帯にいる場合

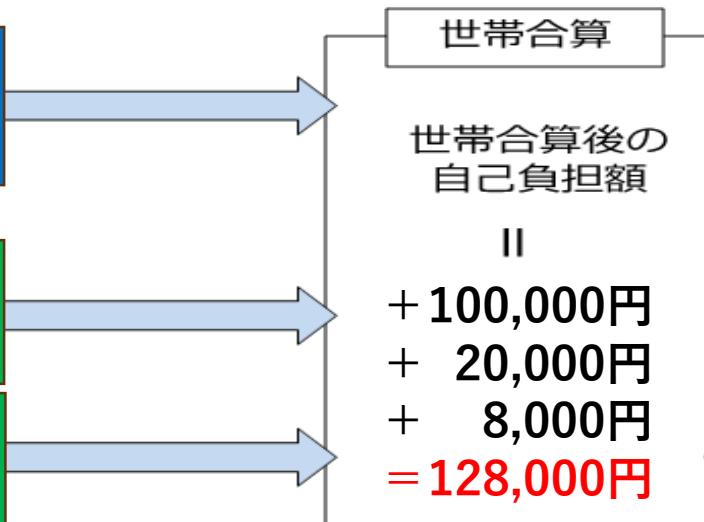
被保険者A

甲病院（入院）  
自己負担額 100,000円  
(医療費 500,000円)

被扶養者B

乙病院（外来）  
自己負担額 20,000円  
(医療費 100,000円)

丙薬局  
自己負担額 8,000円  
(医療費 40,000円)



57,600円を超える70,400円が高額療養費の支給額となる。

# 高額療養費とは

## 負担額の軽減・・・世帯合算

「世帯合算」の対象となる家族の範囲は、同一の医療保険に加入する家族を単位として行なわれます（医療保険における「世帯」は、いわゆる一般のイメージの「世帯」（住民基本台帳上の世帯）の範囲とは異なります）。

例えば、会社で働く方やその家族などが加入する健康保険であれば、被保険者とその被扶養者の自己負担額は、お互いの住所が異なっていても合算できます。

他方、共働きの夫婦など、別々の健康保険に加入していれば、住所が同じでも合算の対象となるないので注意が必要です。

また、あるご家庭に、健康保険の被保険者（例：45歳のサラリーマン）と後期高齢者医療制度の被保険者（例：80歳の高齢者）が同居されている場合は、それぞれの医療費は合算の対象となりません。



# 高額療養費とは

## 負担額の軽減・・・世帯合算

同じ世帯に70歳未満と70歳以上の方がいる場合、以下のような手順で、家族の自己負担額を合算し、その合計が世帯全体の自己負担の上限を超えないようにします。

- ① 70歳以上の方について、外来の自己負担額を個人ごとに合算した額に、70歳以上の方の外来における負担の上限額をそれぞれ当てはめ、差額を支給。
- ② 70歳以上の方の入院分の自己負担額と、①によってもなお残る自己負担額とを合計した額に、70歳以上の方の世帯における負担の上限額を当てはめ、差額を支給。
- ③ 70歳未満の方の自己負担額と、②によってもなお残る自己負担額を合計した、世帯全体の自己負担額に、世帯全体における負担の上限額を当てはめ、差額を支給。

# 高額療養費とは

## 負担額の軽減・・・多数該当

過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

<70歳以上の方の場合（平成30年8月以降の診療分）>

所得区分	本来の負担の上限額
年収約1,160万円～の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
年収約770万～約1,160万円の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
年収約370万～約770万円の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
～年収約370万円	57,600円

→

多数回該当の場合
140,100円
93,000円
44,400円
44,400円

(注) 「住民税非課税」の区分の方については、多数回該当の適用はありません。

<69歳以下の方の場合>

所得区分	本来の負担の上限額
年収約1,160万円～の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
年収約770万～約1,160万円の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
年収約370万～約770万円の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
～年収約370万円	57,600円
住民税非課税者	35,400円

→

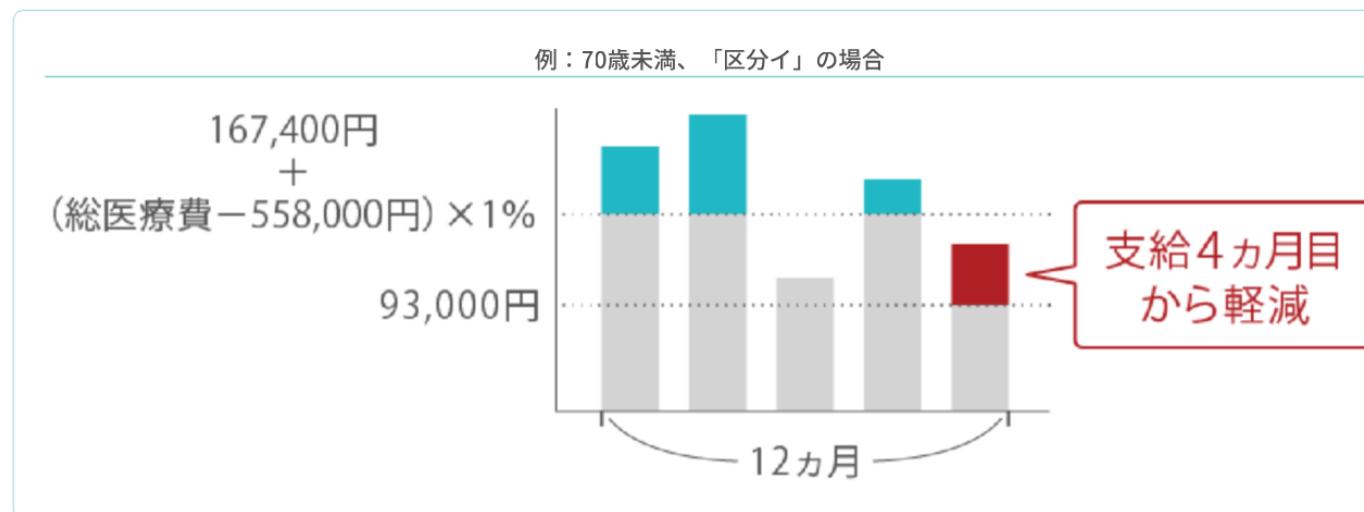
多数回該当の場合
140,100円
93,000円
44,400円
44,400円
24,600円

# 高額療養費とは

## 負担額の軽減・・・多数該当

多数該当は、同一の保険者での療養に適用されます。そのため、国民健康保険や健康保険組合から協会けんぽに加入した場合など、保険者が変わったときは多数該当の月数に通算されません。

また、多数該当は同一の被保険者で適用されます。退職して被保険者から被扶養者に変わった場合などは、多数該当の月数に通算されませんので、注意が必要になります。



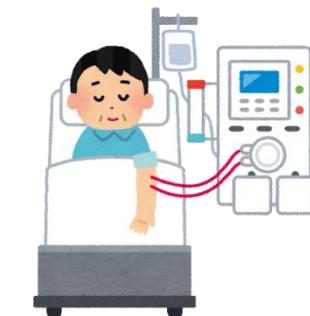
# 高額療養費とは

## 負担額の軽減・・・長期高額疾病

人工透析を実施している慢性腎不全の患者については、自己負担の限度額は10,000円となっており、それを超える額は現物給付されるので、医療機関の窓口での負担は最大でも10,000円で済みます。

ただし、診療のある月の標準報酬月額が53万円以上である70歳未満の被保険者またはその被扶養者については、自己負担限度額は20,000円となります。この他、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の人についても、自己負担の限度額は10,000円となっています。

なお、この長期高額疾病の負担軽減をする場合は、特定疾病療養受療証交付申請書を提出し、「健康保険特定疾病療養受療証」の交付を受け、医療機関の窓口にその受療証と被保険者証を提出する必要があります。



# 高額療養費とは

## 事例① 70歳未満外来 + 70歳未満調剤

名前	医療機関	処方箋の処方元	レセプト種類	一部負担金（3割）
Aさん（被保険者）	P病院		医科外来	81,000円
Aさん（被保険者）	R薬局	P病院	調剤	18,000円
Aさん（被保険者）	P病院		歯科外来	3,000円 <span style="color:red">X</span>

AさんのR薬局分は、P病院の処方箋により調剤されているため、合算することができます。足し合わせると、Aさんの高額療養費の計算対象は99,000円となり、この額を各々の適用区分の自己負担限度額と比較します。

ちなみに、同じ医療機関でも、医科外来と歯科外来は別で考えます。そのため、歯科外来は21,000円未満なので、合算することができません。

# 高額療養費とは

事例② 70歳未満入院 + 70歳未満外来 + 70歳未満調剤

名前	医療機関	処方箋の処方元	レセプト種類	一部負担金（3割）
Aさん（被保険者）	P病院		医科入院	105,000円
Aさん（被保険者）	Q病院		医科外来	3,000円
Aさん（被保険者）	R薬局	Q病院	調剤	18,000円

合算すると21,000円

AさんのR薬局分は、Q病院の処方箋により調剤されているため、合算することができます。足し合わせると21,000円となるため、Aさんの医療費に加えることができます。よって、この場合の高額療養費の計算対象は126,000円となり、この額を各々の適用区分の自己負担限度額と比較します。

# 高額療養費とは

事例③ 70歳未満被保険者入院 + 70歳未満被扶養者外来 + 70歳未満被扶養者調剤

名前	医療機関	処方箋の処方元	レセプト種類	一部負担金（3割）
Aさん（被保険者）	P病院		医科入院	105,000円
Bさん（被扶養者）	Q病院		医科外来	3,000円
Bさん（被扶養者）	R薬局	Q病院	調剤	18,000円

合算すると21,000円

BさんのR薬局分は、Q病院の処方箋により調剤されているため、合算することができます。足し合わせると21,000円となるため、Aさんの医療費に加えることができます。よって、この世帯の高額療養費の計算対象は126,000円となり、この額を各々の適用区分の自己負担限度額と比較します。

# 高額療養費とは

事例④ 70歳以上入院 + 70歳以上外来① + 70歳以上外来②（現役並み所得）

名前	医療機関	処方箋の処方元	レセプト種類	一部負担金（3割）
Aさん（被保険者）	P病院		医科入院	105,000円
Aさん（被保険者）	Q病院		医科外来	4,800円
Aさん（被保険者）	S病院		医科外来	18,000円

70歳以上は21,000円の縛りがないので、Q病院、S病院の医療費をそのまま合算することができます。Aさんの高額療養費の計算対象は127,800円となり、この額を各々の適用区分の自己負担限度額と比較します。

# 高額療養費とは

事例⑤ 70歳以上入院 + 70歳未満入院 + 70歳未満外来（現役並み所得）

名前	医療機関	処方箋の処方元	レセプト種類	一部負担金（3割）
Aさん（被保険者）	P病院		医科入院	105,000円
Bさん（被扶養者）	Q病院		医科入院	120,000円
Bさん（被扶養者）	S病院		医科外来	18,000円 <span style="color:red">X</span>

※ Aさん70歳以上 Bさん70歳未満の場合

70歳未満は21,000円の縛りがあるので、S病院の医療費をそのまま合算することができません。そのため、この世帯の高額療養費の計算対象は225,000円となり、この額を各自の適用区分の自己負担限度額と比較します。

# 高額療養費とは

## 限度額適用認定証について

「高額療養費」の制度はあるものの、実際の払い戻しは、医療機関等から提出される診療報酬明細書（レセプト）の審査を経て行うので、診療月から3ヵ月以上かかります。

いくら後で払い出されると言っても、医療費の額によっては3割負担でもかなりの負担になります。医療費が高額になることが事前に分かっている場合には、「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口でこれらの認定証を提示することで、自己負担限度額を超える医療費を窓口で支払わずに済みます。

ただし、差額ベッドや食事代・自費分については、別に請求されます。なお、70歳未満の方については全員が対象ですが、70歳以上の方については、住民税非課税の方に加え、現役並みⅠ・Ⅱ（標準報酬月額28万～79万円の間）の方が対象となります。



# 高額療養費とは

## 限度額適用・標準負担額減額認定証について

低所得者（住民税非課税等）の区分に該当する方は、通常の「限度額適用認定申請書」ではなく、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口に提出します。

この認定証を窓口に提示することにより、自己負担限度額を超える医療費を窓口で支払わずに済む他、入院時食事（生活）療養費の標準負担額も通常より軽減されます。

### <入院時食事療養費>

入院した場合の食事については、食事にかかる一部負担（食事療養標準負担額）をすることで、食事の提供を受けることができます。一般の方は、1食につき460円です。

### <入院時生活療養費>

65歳以上の方で、療養病床に入院する場合は、生活療養にかかる費用のうち一部負担（生活療養標準負担額）をすることで、食事や適切な療養環境の提供を受けることができます。

70歳未満の場合	入院時食事（生活）療養費の標準負担額		
	入院時食事療養費（1食）	入院時生活療養費	
①低所得者	210円	160円	210円
			370円

70歳以上の場合	入院時食事（生活）療養費の標準負担額		
	入院時食事療養費（1食）	入院時生活療養費	
②低所得者Ⅱ	210円	160円	210円
③低所得者Ⅰ	100円		130円
			370円

※長期入院・・・申請を行った月以前の1年間で90日を超えて入院した場合

# 高額療養費とは

## 高額療養費のポイント①

- 月ごと（1日から月末まで）の計算になるので、月をまたいだ場合上限に届かず、医療費が思ったより高額になることがあります。例えば、8月末に手術を行い、9月の中旬まで入院した場合だと、手術と入院で月をまたいでいるため、それぞれ8月と9月に分けられて、上限を計算されてしまいます。また、入院時の食事代は、限度額とは別に請求されるので、医療費が思ったより高額になることがあります。
- 限度額適用認定証の有効期間は、申請月の初日（健康保険加入月に申請された場合は資格取得日）から1年間となります。また、原則、有効期間の初日を申請月の初日よりも前にすることはできませんが、事前に遡って適用することを医療機関と話をつけておき、後日、限度額適用認定申請をする際の申請書の余白に、医療機関名と話をつけた担当者名、電話番号を記入することによって、認められる場合があります。



# 高額療養費とは

---

## 高額療養費のポイント②

<高額療養費と医療費控除制度との違い>

医療費控除とは、所得税や住民税の算定において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費（1年間にかかった医療費が10万円〔総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%〕）を支払った場合に受けることができる一定の金額の所得控除制度のことを言い、保険給付の一種である高額療養費とは別の制度になります。



# 高額療養費とは

---

## 高額医療・高額介護合算療養費とは

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費及び高額介護(予防)サービス費の支給を受けることができる場合には、その額を除く。）（※1）を合計し、次の基準額を超えた場合（※2）に、その超えた金額を支給します。支給額は医療・介護のそれぞれの比率で按分し、医療保険からは「高額介護合算療養費」、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。

- ※1 医療保険・介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合は支給しません。また、  
70歳未満の医療保険の自己負担額は、医療機関別、医科・歯科別、入院・通院別に  
21,000円以上ある場合に合算の対象となり、入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。
- ※2 その超えた金額が501円以上の場合に限ります。

# 高額療養費とは

自己負担額（70歳未満）

所得区分(基礎控除後の総所得金額等)	国民健康保険または健康保険+介護保険
901万円超	212万円
600万~901万円以下	141万円
210万~600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

自己負担額（70歳以上75歳未満）

所得区分	国民健康保険または健康保険+介護保険
現役並み所得者 課税所得690万円以上	212万円
現役並み所得者 課税所得380万円以上	141万円
現役並み所得者 課税所得145万円以上	67万円
一般	56万円
住民税非課税世帯	区分II 31万円
	区分I 19万円

# 傷病手当金とは

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

## 傷病手当金が受けられるとき

傷病手当金は、被保険者が病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。ただし、休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。



# 傷病手当金とは

## 支給される期間

傷病手当金は、病気やけがで休んだ期間のうち、最初の3日を除き（これを「待定期間」といいます。）4日目から支給されます。

その支給期間は、令和4年1月1日より、支給を開始した日から通算して1年6ヶ月に変わりました。ただし、支給を開始した日が令和2年7月1日以前の場合は、今までどおり支給を開始した日から最長1年6ヶ月までの期間になります。

例えば、一度復帰したとしても再発して働けなくなる可能性がある傷病（ガンや精神疾患等）の場合、法改正前の「支給を始めた日から1年6ヶ月」だと、復帰している期間の受給ができず、再度同一疾病で働けなくなったとき、支給限度期間である1年6ヶ月に到達してしまうとそれ以降の休職は不支給になることから、今回の法改正で、支給期間のみで「通算」できるようになりました。

# 傷病手当金とは

## 支給期間の考え方

改正前（令和3年12月31日以前）

改正前（令和3年12月31日以前）

療養期間						
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待 期 期 間		支 給		不支 給	

1年6か月

※支給開始日から起算して  
1年6か月経過後は不支給

改正後（令和4年1月1日以降）

療養期間						
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待 期 期 間		支 給		不支 給	

通算1年6か月

※支給開始日から通算して  
1年6か月まで支給

# 傷病手当金とは

## 待定期間の考え方

連続して3日間仕事につけない期間があることを  
【待定期間の完成】といいます。

例1 休 出 休 休 出 出 休 休 出 休  
連続して休んだ日が3日続いていないので、待定期間は完成しません。

例2 休 休 休 出 休 休 休 休 休 休  
待定期間完成 → 傷病手当金

例3 休 休 休 出 出 休 休 出 休 休  
待定期間完成 → 傷病手当金

一度でも待定期間が完成すれば、途中に出勤しても、  
4日目以降の休みから傷病手当金が受給できます。

出勤後に病気やけがの療養で早退した場合は、待定期間の初日にカウントできます。

# 傷病手当金とは

## 待期期間の考え方

待期期間には欠勤だけではなく、以下の日等も含まれます。

- 年次有給休暇
- 会社独自の休暇
- 所定の休日



実務では、被保険者の経済的負担を少しでも軽減するため、待期期間中、全て年次有給休暇を取得させることが多いです。

待期期間の考え方として、労務不能の状態を見るだけであり、待期期間中に  
おける報酬の支払いの有無は関係ありません。

労災保険の休業補償給付における待期期間と間違わないように！



<傷病手当金の待期期間との違い>

- ① 3日連続でなくとも飛び石の3日でも完成
- ② 労務不能、かつ、それに伴って賃金が支給されない
- ③ 事業主は休業補償を自ら支払う（通勤災害は除く）

# 傷病手当金とは

## 支給される金額（1日当たりの金額）

(原則)

※支給開始日とは、一番最初に傷病手当金が支給された日

$$\text{支給開始日※以前の} \\ \text{継続した12か月の} \\ \text{標準報酬月額の平均} \quad \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$$



(例外 … 支給開始日の以前の期間が12か月間に満たない場合)

支給開始日※以前の  
継続した12か月の  
標準報酬月額の平均

または

30万  
(令和5年度)

上記のいずれか低い方

$$\div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$$

資格取得時において、  
給与が30万を超える被  
保険者の場合は、上限  
である30万の低い方で  
計算されてしまうので、  
給料が高い人に傷病手  
当金を説明するときは  
注意が必要です。

※例外の場合、傷病手当金の申請期間の初日の  
属する月までの12ヵ月間に、協会けんぽの加入  
期間がある場合は、別途、そのときの加入状況  
を記入する書類が必要になります（書式参照）

# 傷病手当金とは

## 計算例

### 支給開始日以前に12か月の標準報酬月額がある場合

令和3年9月の定時決定で26万の等級、令和4年9月の定時決定で30万の等級、令和5年6月に傷病手当金の支給が開始された場合

支給開始日以前の12か月（令和4年7月～令和5年6月）の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

$$\begin{aligned} & (26\text{万円} \times 2\text{か月} + 30\text{万円} \times 10\text{か月}) \div 12\text{か月} \div 30\text{日} \times \frac{2}{3} \\ & = 6,520\text{円} \quad (\text{1日の支給額}) \end{aligned}$$

(※1) (※2)

※1 「30日」で割ったところで10円未満を四捨五入します。

※2 「2/3」で計算した金額に小数点があれば、1円未満を四捨五入します。

# 傷病手当金とは

## 計算例

休業期間に手当等が満額支給されていて支給額に調整がある場合

支給開始日以前12か月間の各月の標準報酬月額の平均が30万であり、休業期間中は、基本給は欠勤控除されているものの、通勤手当（1万）と住宅手当（2万）が満額支給されている。令和5年6月に傷病手当金の支給が開始された場合

$$30\text{万円} \div 30\text{日} \times \frac{2}{3} \div 6,667\text{円} \quad ※ 1\text{円未満四捨五入}$$

<手当等の減額調整>

$$\text{通勤手当1万} + \text{住宅手当2万} = 3\text{万}$$

$$3\text{万} \div 30\text{日（暦日）} = 1,000\text{円}$$

<実際の支給額>

$$6,667\text{円} - 1,000\text{円} = 5,667\text{円} \quad (1\text{日の支給額})$$



# 傷病手当金とは

## 計算例

休業期間に障害厚生年金等が支給されていて支給額に調整がある場合

支給開始日以前12か月間の各月の標準報酬月額の平均が30万であり、休業期間中は、基本給は欠勤控除されているものの、障害厚生年金（年額120万円）が支給されている。令和5年6月に傷病手当金の支給が開始された場合

$$30\text{万円} \div 30\text{日} \times \frac{2}{3} \doteq 6,667\text{円} \quad \text{※ 1円未満四捨五入}$$

<障害厚生年金等の減額調整>

$$120\text{万} \div 360\text{日} \doteq 3,333\text{円}$$

<実際の支給額>

$$6,667\text{円} - 3,333\text{円} = 3,334\text{円} \quad (1\text{日の支給額})$$



## 傷病手当金とは

## 事業主証明の記入例

被保険者氏名 (カタカナ)	ケンホウ タロウ																																
姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点( )、半濁点( )は1字としてご記入ください。																																	
勤務状況 2ページの中勤期間のうち出勤した日付を【○】で囲んでください。「年」「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。																																	
令和	<input type="text" value="05"/> 年 <input type="text" value="06"/> 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

勤務状況について、出勤した日付を「○」で表示します。なお、出勤した日付は、所定労働時間の一部労務に服した日も含みます。

また、有給休暇や公休日の記入は不要です。ただし、有給休暇の日数金額については、下部の欄に記入します。

もし1枚の証明で、勤務状況や賃金支給状況を記載できない場合は、事業主証明のみ、複数枚つけて証明をすることが可能です。

(例) 休業期間が6/1から6/25までの場合

休業期間は全部で25日となります。傷病手当金の支給日数の期間は、待定期間3日の翌日からになりますので、22日になります。

ただし、今回の場合は、その休業期間中に4日出勤しているので、支給日数は18日になります。

# 傷病手当金とは

## 事業主証明の記入例

事業主が 証明す る	例 令和 0 5 年 0 2 月 0 1 日 から 0 5 年 0 2 月 2 8 日 3 0 0 0 0 0 0 円
	① 令和 0 5 年 0 6 月 0 1 日 から 0 5 年 0 6 月 3 0 日 1 0 0 0 0 0 円
	② 令和 0 5 年 0 6 月 0 1 日 から 0 5 年 0 6 月 3 0 日 2 0 0 0 0 0 円
	③ 令和 □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日 から □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日 □ □ □ □ □ □ 円
	④ 令和 □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日 から □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日 □ □ □ □ □ □ 円

(例) 通勤手当1万、住宅手当2万を休業に関係なく満額支給している場合

6月1日～6月30日 10,000円（通勤）  
6月1日～6月30日 20,000円（住宅）

※有給休暇の手当は、支給している額が同じで期間が継続している場合は、まとめて記入します。

1日のみ 6月10日～6月10日 8,000円  
3日連続 6月10日～6月12日 24,000円

出勤していない日に対して、報酬等を支給した日がある場合には、支給した日と金額を記入します。出勤していない日に対して支給した報酬等は、有給休暇の賃金、出勤等の有無に関わらず支給している手当（通勤手当・扶養手当・住宅手当等）、食事・住居等の現物支給しているものが該当します。

残業手当等の出勤した日に対して支給した報酬や、見舞金等の一時的に支給したもののは不要です。

# 傷病手当金とは

## 傷病手当金の支給額の調整について

傷病手当金は休業中の生活保障を目的とした制度のため、次の①から⑤にあてはまる場合、傷病手当金の支給額の一部または全部が調整されます。

### ① 給与の支払いがあった場合

休んだ期間について、給与の支払いがある場合、傷病手当金は支給されません。ただし、休んだ期間についての給与の支払いがあってもその給与の日額が、傷病手当金の日額より少ない場合、傷病手当金と給与の差額が支給されます。



### ② 障害厚生年金または障害手当金を受けている場合

同一の傷病等による厚生年金保険の障害厚生年金または障害手当金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金の額（同一支給事由の障害基礎年金が支給されるときはその合算額）の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達することとなるまでの間、傷病手当金は支給されません。なお、障害基礎年金のみ支給されている方については、調整の対象外になります。

# 傷病手当金とは

## 傷病手当金の支給額の調整について

### ③ 老齢退職年金を受けている場合

資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、  
「老齢退職年金」を受けている場合、傷病手当金は支給されません。

ただし、資格取得中に支給される「在職老齢年金」については、  
調整の対象外となります。また、老齢退職年金の額の360分の1が傷病手当金の  
日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

### ④ 労災保険から休業補償給付を受けていた（受けていた）場合

過去に労災保険から休業補償給付を受けていて、休業補償給付と同一の病気やけがのために労務不能  
となった場合には、傷病手当金は支給されません。また、業務外の理由による病気やけがのために労務  
不能となった場合でも、別の原因で労災保険から休業補償給付を受けている期間中は、傷病手当金は支  
給されません。ただし、休業補償給付の日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給さ  
れます。

### ⑤ 出産手当金を同時に受けられるとき

この場合、出産手当金が優先されます。ただし、傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、  
その差額を支給することとなります。



退職後

# 傷病手当金とは

## 退職後の支給について

傷病手当金は、以下の条件を満たせば退職後も受給できます。

- 退職日までに、1年以上継続して健康保険の被保険者であること
- 退職日の前日までに待定期間が完成しており、退職日も休んでいること
- 退職後も労務不能期間が継続していること

退職後に傷病手当金の支給をもらっている間は、雇用保険の失業給付（基本手当）の受給手続きはできなくなります。

理由として、雇用保険法では、失業給付を受ける条件（失業の認定）として、労働の意志及び能力を有することが必要であることから、傷病手当金の受給期間中は、労働の能力を有していないとみなされるためです。



# 傷病手当金とは

## 退職後の支給について

退職日までに継続して1年以上、健康保険の被保険者であることが必要であることから、1日でもブランクがあった場合は受給できません。

ただし、この継続要件は、あくまでも健康保険の加入期間の継続を満たせばよいことから、会社が違っても、保険者（協会けんぽと健保組合）が違ってもOKです。ただし、任意継続、共済組合、国民健康、被扶養者であった期間は含みませんので、注意が必要です。

### ポイント

ちなみに、被保険者が傷病手当金の受給中に、会社が吸収合併や分社化された場合、1日もブランクもなく今の会社に移った後も引き続き同一の傷病で労務不能の状態であれば、前職の分を引き継いで傷病手当金を受給することも可能です。

# 傷病手当金とは

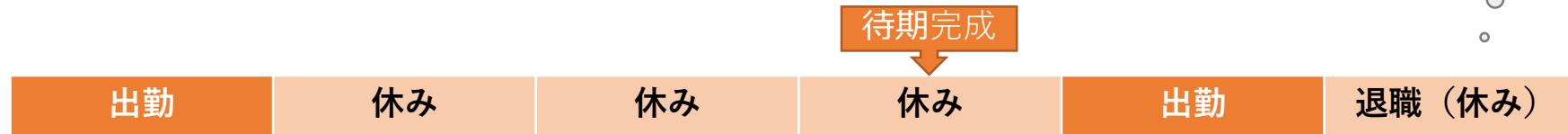
## 退職後の支給について

退職日より前までに待定期間（3日間）が完成していること  
+ 退職日を休んでいることが必要

### ●受給できる例



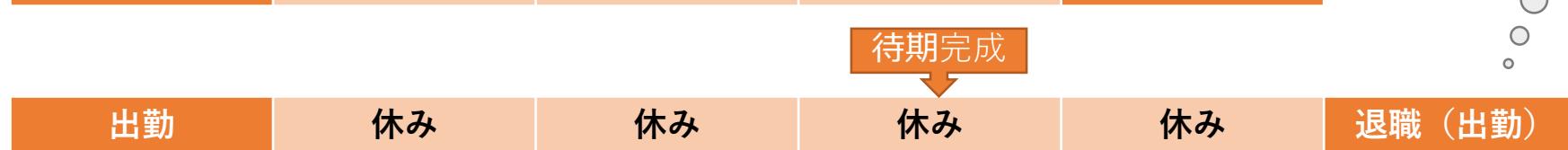
退職日に出勤して  
いなければOK



### ●受給できない例



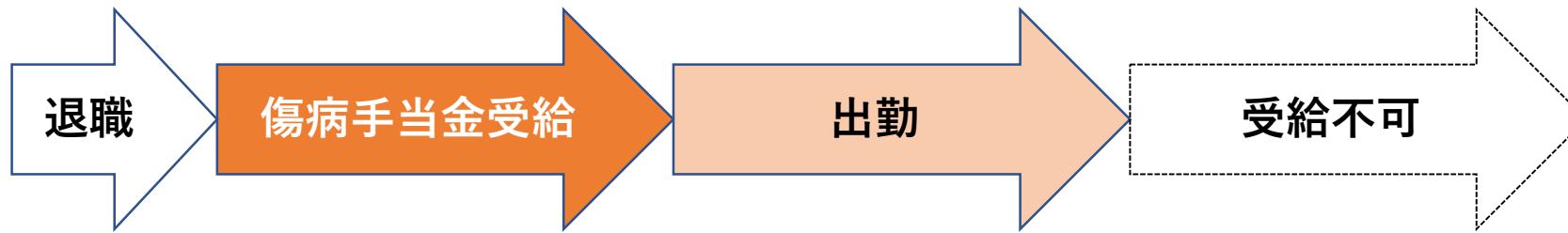
退職日に出勤して  
いるのでNG



# 傷病手当金とは

## 退職後の支給について

- 退職後も労務不能期間が継続していること



- 在職中は、途中出勤するなど、断続的に休むようなケースでも最大1年6か月になるまで受給できますが、退職後の受給については、一度復帰するとそれ以降、傷病手当金は受給できません。

# 傷病手当金とは

## 負傷原因届

以前は、労務不能の原因が疾病でなくケガの場合は、傷病手当金の申請書と併せて「負傷原因届」の届出が必要でしたが、今では、下記の場合を除き不要になりました。

## 業務上・通勤途上の疾病・負傷（ケガ）の場合

### 【原則】労災保険からの給付

健康保険では、業務上または通勤災害による疾病・負傷（ケガ）に対して保険給付は行いません。この場合は、労災保険（労働者災害補償保険）の給付の対象となります。



### 【例外的な取り扱い】

- ① 被保険者数が5人未満である適用事業所（小規模事業所）に所属する法人の代表者等であること。
- ② 一般の従業員と著しく異なるような労務に従事していること。

本来、法人の代表者等が業務中にケガや病気をした場合、労災保険及び健康保険の給付の対象外ですが、上記全ての条件を満たす場合は、例外的に健康保険の給付対象となります。

ただし、上記全ての条件を満たしていたとしても、その代表者等が労災の特別加入をしている場合は、労災保険で処理することになります。

# 傷病手当金とは

## 第三者行為による傷病届

業務上や通勤途上以外の交通事故、ケンカ、他人の飼い犬等にかまれたときなど、第三者の行為によって起こった疾病・負傷（ケガ）は、本来加害者が治療費を負担すべきですが、保険証を医療機関に提示して診療を受けることもできます。その際は、すみやかに「第三者行為による傷病届」を届出する必要があります。

相手がいる交通事故の場合	相手が不明である場合も届出が必要です。同乗者がケガをした場合は、運転者の方が加害者となり届出が必要です（同乗者が親族でも必要です）
ケンカなどにより暴力をふるわれてケガをした場合	相手が不明である場合も届出が必要です。
動物にかまれてケガをした場合	野良犬、野良猫等、飼い主が不明である場合も届出が必要です。

## 「第三者行為による傷病届」が必要な理由

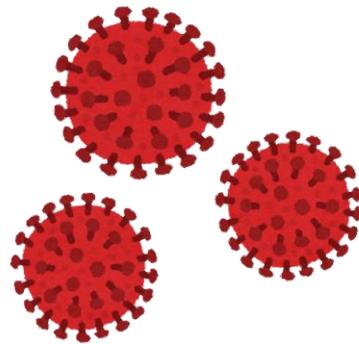
交通事故やケンカ等の第三者による疾病・負傷（ケガ）の治療費は、本来加害者が負担するべきものであり、保険証を使って治療を受けた場合、協会けんぽが加害者に代わって医療費を立て替えたことになりますので、後日、その費用を加害者または損害保険会社などに請求します（損害賠償権の代位取得）



# 傷病手当金と新型コロナウィルス感染症

傷病手当金と労災保険どっちを使う？

従業員が、新型コロナウィルス感染症にかかってしまった・・・



健康保険法（一部抜粋）によると・・・

第一条 この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害 以外の 疾病、  
負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い…

**業務が原因でコロナに感染してしまった場合は、健康保険は使えません！**

# 傷病手当金と新型コロナウィルス感染症

労災保険を使う場合…医療従事者等

- 業務災害になるかどうかについては、医療従事者等（医療、看護、介護等に従事）とそれ以外で大きく2つに分かれます
- 特に、医療従事者等が、新型コロナウィルス感染症に感染した場合、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。
- あきらかに業務と関係のないところで感染したのでなければ、業務災害と認定される可能性が高いです。



# 傷病手当金と新型コロナウィルス感染症

## 労災保険を使う場合…医療従事者等以外

- 医療従事者等以外であっても感染経路が特定され、その感染源が業務に内在していれば業務災害になる可能性が高いです。
- 感染経路が特定されない場合でも他に複数の感染者が確認された場合や、顧客との接触が多い環境下で働いていた場合は個別判断で業務災害だと認定される可能性があります。



個別事案の判断は難しいので、迷ったら、専門家や労働基準監督署に相談しましょう！また、4日以上休んだ場合、労働安全衛生法上の死傷病報告書の届出が漏れやすいので注意しましょう。



# 傷病手当金と新型コロナウィルス感染症

## 傷病手当金を使う場合

今まで、新型コロナウィルス感染症に係る傷病手当金については、臨時的な取扱い（※）として、療養担当者意見欄（申請書4ページ目）の証明の添付を不要としていました。

令和5年5月8日から、新型コロナウィルス感染症が、感染症法の「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に移行されたことを踏まえ、申請期間（療養のため休んだ期間）の初日が、令和5年5月8日以降の傷病手当金の支給申請については、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄（申請書4ページ目）に医師の証明が必要となります。

※ 厚生労働省保険局保険課事務連絡（令和4年8月9日）により、全保険者統一的な取扱いとして臨時的な取扱いが行われてきましたが、今般、「新型コロナウィルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウィルス感染症対策本部決定）が廃止されたことを踏まえて、当該臨時的な取扱いを終了することとされました。

# 出産手当金とは

被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合98日）から出産の翌日以後56日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として出産手当金が支給されます。出産日は出産の日以前の期間に含まれます。また、出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間についても出産手当金が支給されます。

## 出産手当金が受けられるとき

- 被保険者が出産した（する）こと
- 妊娠4か月（85日）以上の出産であること
- 出産のため仕事を休み、事業主から給与の支払いがないこと



➤ 休んだ期間についての給与の支払いがあっても、その給与の日額が、出産手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。逆に、短時間でも就労された日については、給与の額を問わず、その日の出産手当金は支給されません）

# 出産手当金とは

## 支給される金額（1日当たりの金額）

(原則)

※支給開始日とは、一番最初に傷病手当金が支給された日

$$\text{支給開始日※以前の継続した12か月の標準報酬月額の平均} \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$$

計算方法は  
傷病手当金  
(5~6ページ)  
と同じです

## 退職後の支給について

出産手当金は、以下の条件を満たせば退職後も受給できます。

- 退職日までに、1年以上継続して健康保険の被保険者であること。
- 退職日の前日までに出産手当金の支給を受けている（受けられる）状態であること。なお、退職日に出勤してしまうと不支給になります。
- 会社が違っても、保険者（協会けんぽと健保組合）が違ってもOKです。ただし、任意継続、共済組合、国民健康、被扶養者であった期間は含みませんので、注意が必要です。

# 出産手当金とは

## 支給期間の考え方

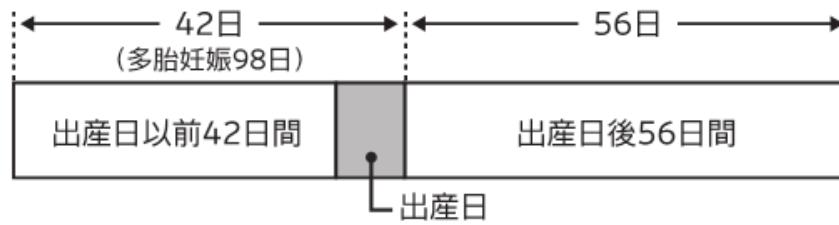
出産日（出産が予定日より後になった場合は、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の翌日以降56日までの範囲内で、会社を休み給与の支払いがなされた期間に対して支給されます。

※ 出産には、早産・死産（流産）・人工妊娠中絶も含まれます。

### ② 支給期間

#### ■出産予定日に出産した場合

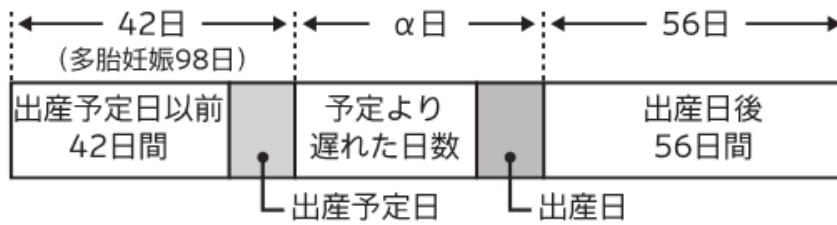
##### 出産予定日より早く出産した場合



$$\text{支給期間} = \boxed{42\text{日}}_{(\text{多胎妊娠98日})} + \boxed{56\text{日}}$$

#### ■出産予定日より遅れて出産した場合

##### 出産予定日より遅れて出産した場合



$$\text{支給期間} = \boxed{42\text{日}}_{(\text{多胎妊娠98日})} + \boxed{\alpha\text{日}} + \boxed{56\text{日}}$$

# 出産手当金とは

## 支給期間の考え方

### ・受給できる例



退職日に出勤して  
いなければ年次有  
給休暇でもOK

### ・受給できない例



産前期間に入る前にやめると  
退職後に受給できません。  
また、退職日に出勤すると、  
こちらも受給できません。

# 出産手当金とは

## 出産手当金と育児休業給付金の併給について

- 育児休業期間中に次の子を出産する場合、産前の出産手当金と雇用保険の育児休業給付金は併給できます。

育児休業も労務に  
服さなかった期間  
になります。

### ※ 健康保険法第102条(抜粋)

被保険者が出産したときは、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合においては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金を支給する。

- 産後はそもそも育児休業を取得できず、自動的に産後休業に入るので、次の子の出産日まで育児休業給付金は終了になります。

# 出産育児一時金とは

妊娠4か月（85日）以上の方が出産したときは、下記の出産育児一時金が支給されます。原則、支給自体は被保険者でなく、医療機関等に直接支払われます（直接支払制度）。

	令和5年4月1日以降の出産の場合	令和4年1月1日から 令和5年3月31日までの出産の場合
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降に出産した場合	1児につき50万円	1児につき42万円
産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合	1児につき48.8万円	1児につき40.8万円
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週未満で出産した場合		

※ 産科医療補償制度とは、分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃんが速やかに補償を受けられる制度で、分娩を取り扱う医療機関等が加入する制度です。

## <直接支払制度>

医療機関等が被保険者等に代わって協会けんぽに出産育児一時金の申請を行い、直接、出産育児一時金の支給を受けることができる制度です。出産育児一時金の支給が協会けんぽから直接医療機関等へ支払われることから、医療機関等の窓口で高額な出産にかかった費用を支払う必要がありません。

## その他のポイント①

事業主から見た留意点



- 傷病手当金（出産手当金）の申請書は、健康保険証に記載されている全国健康保険協会支部（福岡県であれば福岡支部）に提出します。
- いずれの申請期限も、支給対象日（1日単位）ごとにその翌日から2年であり、この期限内に申請をしないと時効で消滅します。
- 出産手当金も傷病手当金も、就業できない期間の所得補償であるという性質上併給することができず、出産手当金が受けられる期間については、出産手当金のみが支給されます。ただし、傷病手当金の支給額の方が上回る場合、傷病手当金を請求することにより、出産手当金との差額部分が支給されます。
- 傷病手当金において、労務不能の期間が短いのであれば、1回の申請で済ますことも可能ですが、労務不能の期間が長期間に及ぶ場合、会社の給与締切日ごとに申請された方が、被保険者にとって経済的な負担が少なくなります。
- 出産手当金において、産前分と産後分をまとめて申請することができますが、産前分と産後分など複数回に分けて申請することも可能です。

## その他のポイント②

### 健康保険手続きの押印廃止について



- 押印を求める手続の見直しにより、令和2年12月25日から健康保険の多くの手続きにおいて、押印が不要になりました。
- 省略できる押印は、被保険者の本人印、事業主印、医師の印、受取代理人の印、社労士の提出代行者印に及びます。
- ほんの一部ですが、任意継続の保険料口座振替申出書で押印される銀行の届出印については、引き続き必要になります。
- 押印しても問題はありません。
- 記入を間違えた際の訂正印も不要になり、二重線での修正が可能になりました。ただし、医師等や療養担当者が記入した文言に間違いがあった場合、こちらで勝手に修正することができず、記入をされた方自身の修正が必要になります。



# その他制度改正

## 社会保険の適用拡大

令和6年10月から、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用が更に拡大されます。従前の制度との変更点は以下のとおりになります。

対象	要件	令和4年10月～ (現在)	令和6年10月～ (改正)
事業所	事業所の規模	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が 20時間以上	変更なし
	賃金	月額88,000円 以上	変更なし
	勤務期間	継続して <b>2ヶ月を超えて</b> 使 用される見込み	変更なし
	適用除外	学生ではないこと	変更なし

社会保険の適用拡大の詳しい内容については、下記の厚生労働省のリンクで見ることができます。  
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

# その他制度改正

## 育児・介護休業法の改正

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年(2022年)  
4月1日施行

- ①個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境整備の措置の義務化
- ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

令和4年(2022年)  
10月1日施行

- ③出生時育児休業  
(通称「産後パパ育休」)  
の創設
- ④育児休業の分割取得

令和5年(2023年)  
4月1日施行

- ⑤育児休業取得状況の公表の義務化

# その他制度改正

## 育児・介護休業法の改正

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

### ① 個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境整備の措置の義務化

<個別の制度周知・休業取得意向確認>

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業取得の意向確認の措置を、個別に行わなければなりません。

対象者	(本人又は配偶者の) 妊娠・出産等の申出をした労働者
周知内容	<ul style="list-style-type: none"><li>① 育児休業・出生時育児休業（産後パパ育休）に関する制度（制度の内容など）</li><li>② 育児休業・出生時育児休業（産後パパ育休）の申出先</li><li>③ 育児休業給付のこと</li><li>④ 労働者が育児休業・出生時育児休業（産後パパ育休）期間に負担すべき社会保険料の取扱い</li></ul>
周知方法	<ul style="list-style-type: none"><li>①面談（オンライン可）②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか ※③、④は労働者が希望した場合に限る</li></ul>



# その他制度改正

## 育児・介護休業法の改正

### <雇用環境整備の措置>

育児休業と出生時育児休業（産後パパ育休）の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- ① 育児休業・出生時育児休業(産後パパ育休)に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・出生時育児休業(産後パパ育休)に関する**相談体制の整備(相談窓口設置)**
- ③ 自社の労働者の育児休業・出生時育児休業(産後パパ育休)取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・出生時育児休業(産後パパ育休)制度と育児休業取得促進に関する**方針の周知**

### ① 研修の対象

労働者全員が理想ですが、少なくとも管理職以上は、研修を受けたことがある状態にします。

### ② 相談体制の整備

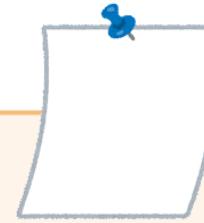
相談窓口の設置や相談対応者を置き、これを周知します。形式的な窓口にならないようにします。

### ③ 自社の育児休業取得の事例提供

自社の育児休業の取得事例を、会社の掲示板や社内ネットへの掲載等を行い、労働者が閲覧できるようにします。

### ④ 制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したものを、会社の掲示板や社内ネットへの掲載等を行います。



# その他制度改正

## 育児・介護休業法の改正

### ② 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和



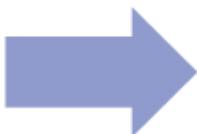
#### 改正前（令和4年3月31日以前）

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

#### 改正後（令和4年4月1日以降）

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い  
(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)
- ※育児休業給付についても同様に緩和



育児・介護休業法の詳しい内容については、下記の厚生労働省のリンクで見ることができます。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

# その他制度改正

## 育児・介護休業法の改正

③ 出生時育児休業（産後パパ育休）の創設

④ 育児休業の分割取得

	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後 <b>8週間以内に</b> <b>4週間まで</b> 取得可能	原則子が <b>1歳</b> (最長 <b>2歳</b> )まで	原則子が <b>1歳</b> (最長 <b>2歳</b> )まで
申出期限	原則 <b>休業の2週間前</b> まで	原則 <b>1か月前</b> まで	原則 <b>1か月前</b> まで
分割取得	分割して <b>2回</b> 取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して <b>2回</b> 取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 <b>労働者が合意した範囲で休業中に就業</b> することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		<b>育休開始日を柔軟化</b>	育休開始日は <b>1歳、 1歳半</b> の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り <b>再取得可能</b>	再取得不可

# その他制度改正

## 育児・介護休業法の改正

### ⑤ 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員が1,000人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回、インターネット（自社のHPまたは両立支援のひろば）等で公表することが義務付けられます。

#### 公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

①育児休業等の取得割合	②育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数} + \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

# その他制度改正

※中小事業主も、2022年（令和4年）4月1日から義務化されました。

## パワハラ防止法適用（労働施策総合推進法の改正）

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）

### ◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること、②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

### ◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること、④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること



### ◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること、⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと、⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと、⑧再発防止に向けた措置を講ずること

### ◆ そのほか併せて講すべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること、⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

パワハラ防止法適用の詳しい内容については、下記の厚生労働省のリンクで見ることができます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

# その他制度改正

## 労働契約法の見直しに伴う労働条件の明示事項の追加

令和6年4月1日から、労働契約の締結・更新時において、労働条件の明示事項が新たに追加されます。

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	<p>▶ 1. 就業場所・業務の変更の範囲</p>
有期労働契約の 締結時と更新時	<p>▶ 2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容</p> <p>併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。</p>
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	<p>▶ 3. 無期転換申込機会</p> <p>▶ 4. 無期転換後の労働条件</p> <p>併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。</p>

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

# その他制度改正

## 労働条件通知書への記載例

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所
契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】

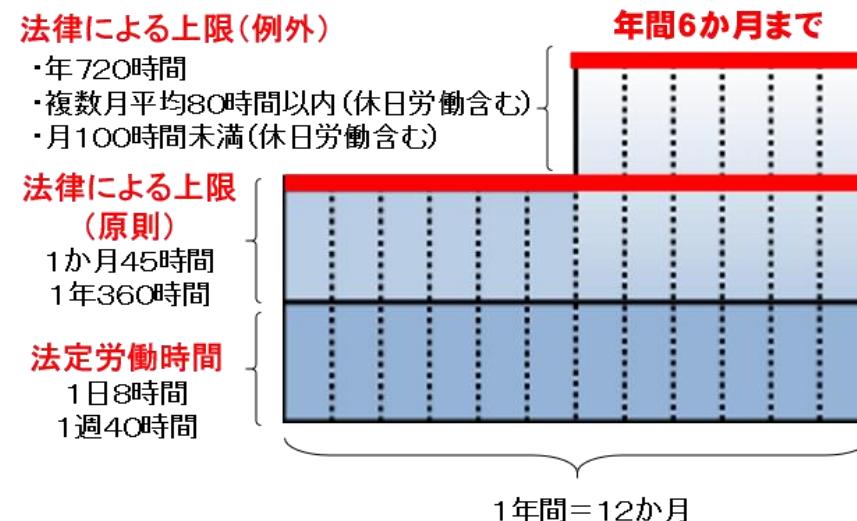
契約期間	本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをしたときは、本契約期間の末日の翌日（年月日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（無・有（別紙のとおり））
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# その他制度改正

## 労働基準法（時間外労働の上限規制について）

現在、労働時間は原則1週40時間、1日8時間（法定労働時間）以内の必要があると労働基準法で定められています。これを超えて働く時間（残業時間）の上限について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法により、以下の通り定められています。

- 原則として月45時間、年360時間以内
- 臨時的な特別な事情がある場合（特別条項付き）
  - ① 年720時間以内
  - ② 単月100時間未満（休日労働含む）
  - ③ 複数月平均80時間以内（休日労働含む）
- 限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは、年6ヶ月が限度



# その他制度改正

## 労働基準法（時間外労働の上限規制について）

一方で、以下の事業・業務（以下、「適用猶予事業・業務」と言う。）については、長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が5年間猶予され、また、一部特例つきで適用されていましたが、令和6年4月から、原則通りの時間外労働の上限規制が、下記の事業にも適用されます。

### 【適用猶予事業・業務】

- ・工作物の建設の事業
- ・自動車運転の業務
- ・医業に従事する医師
- ・鹿児島県及び沖縄県における  
砂糖を製造する事業



※ 新技術・新商品等の研究開発業務については、  
上限規制の適用は引き続き除外されています。

# その他制度改正

## 労働基準法（時間外労働の上限規制について）

事業・業務	猶予期間終了後の取扱い（2024年4月以降）
工作物の建設の事業	<ul style="list-style-type: none"><li>災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。</li><li>災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。</li></ul>
自動車運転の業務	<ul style="list-style-type: none"><li>特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。</li><li>時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されず、また、時間外労働が月45時間を超えることができる年6ヶ月までとする規制も適用されません。</li></ul>
医業に従事する医師	<ul style="list-style-type: none"><li>特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間（※）となります。</li><li>時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されず、また、時間外労働が月45時間を超える年6ヶ月までとする規制も適用されません。</li><li>医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。</li></ul> <p>※ 上限については、地域の医療提供体制に応じたランク（A水準、連携B水準、B水準、C-1、C-2水準）で変わってきます。</p>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	<ul style="list-style-type: none"><li>上限規制がすべて適用されます。</li></ul> <p>※ 猶予期間中も、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制以外は適用されます。</p>

時間外労働の上限規制の詳しい内容については、下記のリンクで見ることができます。

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>

書式

# 健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ

被保険者記入用

被保険者が病気やケガのため仕事に就くことができず、給与が受けられない場合の生活保障として、給付金を受ける場合にご使用ください。  
なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

被保険者証	記号 (左づめ)	番号 (右づめ)	生年月日
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	1. 例 2. 年 3. 月
氏名 (カタカナ)	<input type="text"/>		
姓と名の間に1マス空けてご記入ください。漢字(ー)、半角(ー)は1字としてご記入ください。			
氏名			
郵便番号 (ハイフン除く)	<input type="text"/>	電話番号 (左づめハイフン除く)	<input type="text"/>
住所	都道府 市町村		
振込先指定口座は、上記申請者氏名と同じ名義の口座をご指定ください。			
金融機関名称	支店名 (本店)(支店) (代理店)(出張所)(支店兼用) (支所)(支店)		
預金種別	1 郵便預金	口座番号 (左づめ)	<input type="text"/>

ゆうちょ銀行の口座へお振り込みを希望される場合は、支店名は3桁の店舗番号を、口座番号は振込専用の口座番号(1桁)をご記入ください。  
ゆうちょ銀行口座番号(記号-番号)ではお振込みできません。

2ページ目に続きます。 ▶

被保険者の記号番号が不明の場合は、被保険者のマイナンバーをご記入ください。  
(記入した場合は、本人確認書類の添付が必要となります。)

社会保険労務士の 提出代行者名記入欄	
-----------------------	--

以下は、協会使用欄のため、記入しないでください。

MN認認 (被保険者)	<input type="checkbox"/>	1. 記入済(送付あり) 2. 記入済(送付なし) 3. 記入済(未送付)	年金	<input type="checkbox"/> 1. 未付 2. 不適	男災	<input type="checkbox"/> 1. 未付 2. 不適
添付書類	職種	<input type="checkbox"/> 1. 未付 2. 不適	年金	<input type="checkbox"/> 1. 未付 2. 不適	男災	<input type="checkbox"/> 1. 未付 2. 不適
戸籍 (法定代権)	<input type="checkbox"/> 1. 未付	口座証明	<input type="checkbox"/> 1. 未付			
	その他	<input type="checkbox"/> 1. その他			枚数	<input type="text"/>
6 0 1 1 1 1 0 1						

受付日印

2023.3

1 2 3 4 ページ  
被保険者記入用

健康保険 傷病手当金 支給申請書

被保険者氏名

① 申請期間  
(治療のために休んだ期間)

令和  年  月  日 から  
令和  年  月  日 まで

② 被保険者の仕事の内容  
(通勤路の申請の場合は、通勤路の仕事の内容)

申  
請  
内  
容

③ 傷病名  憲費担当者記入欄(4ページ)に記入されている傷病による申請である場合は、左記に記入してください。  
別傷病による申請を行う場合は、別途その傷病に対する憲費担当者の証明を受けてください。

④ 発病・喪失年月日  
1. 平成  年  月  日  
2. 令和  年  月  日

⑤ 傷病の原因  
⑤-1 1. 仕事中の(外勤含む)での傷病  
2. 仕事中の(勤務上での)傷病 }  
3. 通勤途中での傷病 } ➡ ⑤-2へ

⑤-2 1. はい  
2. 両手中に  労働基準監督署  
3. 本業中に

⑥ 傷病の原因は第三者の行為(交通事故やケンカ等)によるものですか。  
1. はい  
2. いいえ 「1. はい」の場合、別途「第三者行為による傷病」をご提出ください。

① 申請期間  
(治療のために休んだ期間)に軽微を受  
けましたか。

1. はい ➡ ①-2へ  
2. いいえ

①-2 ①-1「はい」とされた場合、受けた軽微は事業主証明欄に記入されている内容のこととなりますか。

1. はい  
2. いいえ ➡ 事業主へご確認のうえ、正しい証明を受けてください。

② ②-1 陣営年金・障害手当金について  
今回障害手当金を申請するものと同一の傷病で「障害年金」または「障害手当金」を受取っている場合は、障害手当金の額を記載します。

1. はい ➡ ②-3へ  
2. いいえ 「1. はい」の場合

②-2 老齢年金等について

※老齢年金等の申請の場合は、該年度の老齢年金について、  
保険料免除申請書の該年度の記入欄に記入ください。

お詫びとは老齢年金を受ける公的年金を受給して  
いませんが、公的年金等を受取っている場合は、施  
設料金の算定に該年度の額を適用します。

1. はい ➡ ②-3へ  
2. いいえ 「1. はい」の場合

②-3 ②-1または②-2を「はい」と答えた場合の  
み、記入ください。

基礎年金  
番号  -     
年金  
コード

支給開始  
年月日  年  月  日  
年金額  円(万円)

③ 今回の傷病手当金を申請する範囲において、  
別傷病により、労災保険から併用賃借枠を  
受取っていますか。

1. はい  
2. 両手中に  労働基準監督署  
3. いいえ 「1. はい」の場合は   
「2. 請求中」

[事業主記入用]は3ページ目に続きます。)

# 書式

**健康保険 傷病手当金 支給申請書**

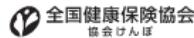
1 2 3 4 ページ  
事業主記入用

労務に服することができなかった期間(申請期間)の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名 (カタカナ)																							
姓と名の間は1マス空けてご記入ください(例:「山口一郎」),半角(片仮名)は1字としてご記入ください。																							
勤務状況 2ページの申請期間のうち、勤務した日付を101で囲んでください(例:「月」)については(月)の右側に隣ねらずご記入ください。																							
令和	年	月	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)						
36	37	38	39	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
令和	年	月	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)						
36	37	38	39	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
令和	年	月	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)						
36	37	38	39	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
2ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記□で囲んだ日以外の日)に対して、賃金等(△)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。 ※有給休暇の喪失の資金、出勤等の両方に際して支給している子会(扶養手当)の金額、事業主賃金額を記入して下さい。																							
別 年	0	5	0	2	0	1	日	0	5	0	2	月	2	8	日	3	0	0	0	0	0	円	
① 令和	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	円
② 令和	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	円
③ 令和	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	円
④ 令和	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	円
⑤ 令和	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	円
⑥ 令和	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	円
⑦ 令和	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	円
⑧ 令和	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	円
⑨ 令和	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	日	から	年	月	円
上記のとおり相違ないことを証明します。																							
事業所所在地	年	月	日																				
事業所名称																							
事業主氏名																							
電話番号																							

6 0 1 3 1 1 0 1

[療養担当者記入用]は4ページ目に続きます。▶▶▶



3 / 4

**健康保険 傷病手当金 支給申請書**

1 2 3 4 ページ  
療養担当者記入用

患者氏名 (カタカナ)															
姓と名の間は1マス空けてご記入ください(例:「山口一郎」),半角(片仮名)は1字としてご記入ください。															
労務不全と認めた期間 (勤務しておらずお休みを取ることでない期間をいいます。)															
令和	年	月	日	から	年	月	日	まで							
労病名 (労務不全と認めた疾患を記入ください)				初診日 (療養費の給付の開始年月日)				1. 平成				2. 令和			
男病または負傷の発現															
労病または負傷の年月日															
労務不全と認めた期間に該当した日がありました。															
1. はい 2. いいえ															
上記期間中ににおける 「主たる症状及び既往」「治療内容、検査結果、療養指導」等															
上記のとおり相違ないことを証明します。															
医療機関の所在地	年	月	日												
医療機関の名称															
医師の氏名															
電話番号															

6 0 1 4 1 1 0 1



4 / 4

# 書式

## 健康保険 出産手当金 支給申請書

1 2 / 3 ページ  
被保険者記入用



被保険者本人が出産のため会社を休み、その間の給与の支払いを受けられない場合の生活保障として、給付金を受ける場合にご使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

被保険者証	番号(左づめ)	番号(右づめ)	生年月日
<input type="checkbox"/> 1. 例題 <input type="checkbox"/> 2. 年齢 <input type="checkbox"/> 3. 年代			
氏名 (カタカナ)			
姓と名の間に1マス空けてご記入ください。番号(「-」)は1字としてご記入ください。			
氏名	<small>※申請者はお勤めされている（いた）被保険者です。 被保険者がお亡くなりになっている場合は、 相続人よりご申請ください。</small>		
郵便番号 (ハイフン除く)	電話番号 (左づめハイフン除く)		
住所	<small>郵便番号 住所</small>		

振込先指定口座は、上記申請書氏名と同じ名義の口座をご指定ください。			
振込先指定口座	金融機関名称	支店名	出張所(支店)
	<small>銀行(「くわんぎん」) 「農業」「農業」「その他の」</small>	<small>支店名 (代理店)、出張所(本店販賣部) 「本店」「支店」</small>	
預金種別	1 営業預金	口座番号 (左づめ)	

ゆうちょ銀行の口座へお振り込みを希望される場合は、支店名は3桁の漢数字を、口座番号は振込専用の口座番号(7桁)をご記入ください。  
ゆうちょ銀行口座番号(記号-番号)ではお振込みできません。

**[被保険者・医師・助産師記入用]は2ページ目に続きます。▶▶▶**

被保険者証の記入欄が不明の場合は、被保険者のマイナンバーをご記入ください。  
(記入した場合は、本人確認書類等の添付が必要となります。)

社会保険労務士の  
提出代行名記入欄

以下は、協会使用欄のため、記入しないでください。			
MN確認 (被保険者)	<input type="checkbox"/> 1. 既入力(選択あり) <input type="checkbox"/> 2. 既入力(選択なし) <input type="checkbox"/> 3. 新入力(選択あり)		
添付書類	職種 <input type="checkbox"/> 1. 労働 <input type="checkbox"/> 2. 不働	戸籍 (戸主代理) <input type="checkbox"/> 1. 戸主 <input type="checkbox"/> 2. 口座証明 <input type="checkbox"/> 1. 有り	その他 <input type="checkbox"/> 1. その他 <input type="checkbox"/> 2. その他
枚数			

6 1 1 1 1 1 1 0 1

全国健康保険協会  
協会けんぽ

1 / 3

## 健康保険 出産手当金 支給申請書

1 2 / 3 ページ  
被保険者・医師・助産師記入用

被保険者氏名

申請期間  
(出産のために休んだ期間) 令和  年  月  日 から 令和  年  月  日

② 今回の出産手当金の申請は、出産前の申請ですか。  
1. 出産前  
2. 出産後

③-1 出産予定期 令和  年  月  日

③-2 出産年月日  
(出産後の申請の場合はご記入ください) 令和  年  月  日

④-1 出生児数  人 出産前の申請の場合、予定の出生児数をご記入ください。

④-2 死産児数  人

⑤-1 申請期間(出産のために休んだ期間)に賃料を受けましたか?  
1. はい ➡ ⑤-2へ  
2. いいえ

⑤-2 受けた賃料は事業主賃明欄に記入されている内容のとおりですか?  
1. はい  
2. いいえ ➡ 事業主へご確認のうえ、正しい説明を受けてください。

出産者氏名  
(カタカナ)

対となるのは1マス空けてご記入ください(例:「-」),半角(「-」)は1字としてご記入ください。

出産予定期 令和  年  月  日

出産年月日 令和  年  月  日

医師・助産師による認明  
出生児数  人 出産前の申請の場合、予定の出生児数をご記入ください。

死産児数  人

元離の場合は妊娠日数  日

上記のとおり相違ないことを証明します。

医療施設の所在地

医療施設の名称

医師・助産師の氏名

電話番号

**[事業主記入用]は3ページ目に続きます。▶▶▶**

6 1 1 2 1 1 0 1

全国健康保険協会  
協会けんぽ

2 / 3

# 書式

## 健康保険 出産手当金 支給申請書

1 2 3 ページ  
事業主記入用

労務に服さなかった期間(申請期間)の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名 (カタカナ)																
被保険者の姓は「マス京けてご記入ください。苗点(・)、半角英(ー)は1字としてご記入ください。																
勤務状況 2ページの申請期間のうち、出勤した日付を□で囲んでください。年(月)について記入する場合は西暦で記入ください。																
令和 年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和 年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和 年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和 年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和 年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記□で囲んだ日以外)に於て、報酬等(8)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。 ※賃金休業の場合は、賃金に間違らず支給している手当(大費手当・住宅手当等)、食事・住居等賃金支給しているもの等																
例 令和 0 5 年 0 2 月 0 1 日 が 0 5 年 0 2 月 2 8 日 3 0 0 0 0 0 0 月																
① 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
② 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
③ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
④ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
⑤ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
⑥ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
⑦ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
⑧ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
⑨ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
⑩ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
⑪ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
⑫ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
⑬ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
⑭ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
⑮ 令和 年 月 日 が 令和 年 月 日																
上記のとおり相違ないことを証明します。																
事業所所在地	令和 年 月 日															
事業所名称	令和 年 月 日															
事業主氏名	令和 年 月 日															
電話番号																

6 1 1 3 1 1 0 1

## 健康保険 限度額適用認定 申請書

限

入院等で医療費が自己負担限度額を超そうな場合にご使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

被保険者証	記号(左づめ)	番号(右づめ)	生年月日
			1. 令和 2. 年度 3. 令和
被保険者情報			
被保険者氏名 (カタカナ)			
被保険者の姓は「マス京けてご記入ください。苗点(・)、半角英(ー)は1字としてご記入ください。			
被保険者氏名			
被保険者の姓は「マス京けてご記入ください。苗点(・)、半角英(ー)は1字としてご記入ください。			
郵便番号 (ハイフン除く)	電話番号 (左づめハイフン除く)		住所 都道府県 市町村 宛名
認定対象者欄			
被保険者氏名 (カタカナ)			
被保険者の姓は「マス京けてご記入ください。苗点(・)、半角英(ー)は1字としてご記入ください。			
生年月日	1. 令和 2. 年度 3. 令和	日	
送付希望先欄			
郵便番号 (ハイフン除く)	電話番号 (左づめハイフン除く)		住所 都道府県 市町村 宛名
申請代行者欄			
被保険者氏名 (カタカナ)	被保険者 との関係		
電話番号 (左づめハイフン除く)	申請代行 の理由		<input type="checkbox"/> 1. 健康保険未加入又は外出できないため <input type="checkbox"/> 2. その他 [ ]
被保険者以外の方が申請する場合にご記入ください。 (記入した場合は、本申請書提出時の添付が必要となります。) ►			
社会保険労務士の 提出代行者名記入欄			
以下は、協会使用欄のため、記入しないでください。			
MN確認 (被保険者)	1. 期入有(印字済み) 2. 期入無(印字なし) 3. 挿入無(添付あり)	同時申請	1. 集合勤務 2. 連携勤務 3. 共同勤務
2 3 0 1 1 1 0 1	その性 1. その性 2. その性	枚数	受付日印 (2022.12)

# 書式

**被保険者 健康保険 高額療養費 支給申請書**

1 2 ページ (高)

※給付金のお支払いまで、診療月後3か月以上かかります。

医療機関に支払った1か月分の自己負担額が高額になり、自己負担額を超えた額の払い戻しを受ける場合にご使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

被保険者証	郵便番号 (左づめ)	番号 (左づめ)	生年月日			
<input type="checkbox"/> 1. 平成 <input type="checkbox"/> 2. 平成 <input type="checkbox"/> 3. 令和						
氏名 (カタカナ)						
氏名	<small>姓と名の間に1マス空けてご記入ください。例点( )、半角点( )は1字としてご記入ください。</small> <small>当申請者はお勤めされている(いた)被保険者です。 被保険者がお亡くなりになっている場合は、 相続人よりご申請ください。</small>					
郵便番号 (ハイフン除く)	電話番号 (左づめハイフン除く)					
住所	都道府県 市町村					
振込先指定口座	<small>振込先指定口座は、上記申請者氏名と同じ名義の口座をご指定ください。</small> <small>銀行(銀行名)、支店名(支店名)、(支店名)、(その他の)、(支店名)</small>					
預金種別	1. 普通預金	口座番号 (左づめ)				
<small>ゆうちょ銀行の口座へお振り込みを希望される場合は、支店名は3桁の渡路字を、口座番号は振込専用の口座番号(7桁)をご記入ください。 ゆうちょ銀行の口座番号(記号・番号)ではお振込できません。</small>						
2ページ目に続きます。 ➤						
<small>被保険者証の記入欄が不明の場合は、被保険者のマイナンバーをご記入ください。 (記入した場合は、本人確認書類等の添付が必要となります。)</small>						
<small>社会保険労務士の 提出代行者名記入欄</small>						
<small>以下は、協会使用欄のため、記入しないでください。</small>						
MIN健認 (被保険者)	<input type="checkbox"/> 1. 収入有(収入あり) <input type="checkbox"/> 2. 収入有(収入なし) <input type="checkbox"/> 3. 既往(既往あり)					
添付書類	所得證明	1. 済付 2. 手帳	戸籍 (法定代理)	1. 済付	口座証明	1. 済付
その他	<input type="checkbox"/> 1. その他 <small>(併記)</small>			枚数	<input type="checkbox"/>	
				支付日印		
				(2022.12)		

全国健康保険協会 協会けんぽ

1 / 2

**被保険者 健康保険 高額療養費 支給申請書**

1 2 ページ

※給付金のお支払いまで、診療月後3か月以上かかります。

被保険者氏名				
<small>医療機関等から協会へ請求のあった診療報酬明細書(レセプト)により確認できた、本申請の支給(合算)対象となる診療等の自己負担額を全て合算して、支給額を算出します。</small>				
① 診療年月	令和	□ □ 年 □ □ 月	→ 高額療養費は月単位でご申請ください。 左記年月に診療を受けたものについて、下記項目をご記入ください。	
受診者 氏名				
② 受診者 生年月日	1. 平成 <input type="checkbox"/> 2. 平成 <input type="checkbox"/> 3. 令和	□ □ 年 □ □ 月 □ □ 日	1. 平成 <input type="checkbox"/> 2. 平成 <input type="checkbox"/> 3. 令和	□ □ 年 □ □ 月 □ □ 日
申請内容 ① 医療機関 (施設) の名称				
③ 病院・ ケガの別	1. 病院 <input type="checkbox"/> 2. ケガ <input type="checkbox"/>	1. 病院 <input type="checkbox"/> 2. ケガ <input type="checkbox"/>	1. 病院 <input type="checkbox"/> 2. ケガ <input type="checkbox"/>	
④ 施設を 受けた 期間	□ □ 日 から □ □ 日	□ □ 日 から □ □ 日	□ □ 日 から □ □ 日	
⑤ 支払額 (右づめ)	□ □ □ □ □ □ 円			
<small>①診療年月以前1年間に、高額療養費に該当する月が3か月以上ある場合、①診療年月以外の直近3か月分の診療年月をご記入ください。</small>				
① 診療年月	1 (令和) □ □ 年 □ □ 月	2 (令和) □ □ 年 □ □ 月	3 (令和) □ □ 年 □ □ 月	
⑥ 非課税等	<input type="checkbox"/>	<small>被保険者が非課税である等、自己負担限度額の所減区分が「所減」となる場合(記入の手引き参照)には、左記に<input type="checkbox"/>を入れてください。</small>		
<small>⑥①非課税等: 1. された方は、被保険者登録のため、マイナンバーを利用した情報収集を行いますので、以下の場合は必ず被保険者登録欄に記入ください。 2. された方は、前年1月1日付で登録の被保険者が生年月日と性別が被保険登録欄内が8月~12月の場合: 本年1月1日時点の被保険者の生年月日を登録欄に記入してください。 詳しくは、「記入の手引き」をご確認ください。</small>				
被保険者	<input type="checkbox"/>			
⑦ 郵便番号 (ハイフン除く)				
⑧ 希望しない	<input type="checkbox"/>	<small>マイナンバーを利用した情報収集を希望しない場合は、左記に<input type="checkbox"/>を入れてください。 希望しない場合には、非課税証明書等の必要な証明書類を添付してください。</small>		

ご清聴  
ありがとうございました



出典 高額療養費制度を利用される皆さまへ（厚生労働省保健局）  
全国健康保険協会（協会けんぽ）HP、厚生労働省HP、福岡県HP